

(仮訳)

日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書に係る特別措置

1 参照:

- a. 昭 35.1.19 署名、昭 35.6.23 発効「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」
- b. 令 4.1.28 付合同委員会宛て覚書「訓練移転分科委員会を訓練分科委員会に改編することについて」
- c. 平 24.9.19 付合同委員会宛て覚書「日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書」
- d. 平 28.9.1 付合同委員会宛て覚書「米軍変革・再編に係るティルト・ローター機／回転翼機の訓練移転について」

2 目的

最も効率的に米海兵隊のMV-22を運用するために必要であることに鑑み、参照1.c.に関連する特別措置として、米海兵隊のMV-22による対地高度500フィート未満200フィートまでの飛行訓練(以下「本訓練」という。)を日本国内で実施するため。また、在日米軍の即応能力を維持する実践的な訓練を提供するため。

3 実施場所

米海兵隊のMV-22は、沖縄県を除く日本国内の山岳地帯の訓練航法経路(別図参照)において、本訓練を実施することができる。訓練航法経路は、訓練分科委員会における協議を通じ、変更することができる。

4 事前準備

米海兵隊のMV-22部隊は、各訓練の実施に向け、事前に以下の準備を実施する。

a. 事前調査

米海兵隊のMV-22部隊は、500フィート未満の高度で本訓練を行う前に、本訓練における飛行経路の安全性及び有用性を確認するため、地誌調査及び地上から500フィート以上の飛行による調査を実施する。

b. 慣熟飛行

米海兵隊のMV-22部隊は、本覚書の全ての要素を確実に遵守するべく、実際の経路で本訓練を行う前に、危険や懸念がある区域を確認するために、500フィート以上の高度における実際の本訓練の経路に沿った慣熟飛行又はシミュレータによる慣熟飛行を行う。米海兵隊のMV-22部隊は、全ての操縦者がこれらの危険や懸念を認識するよう徹底する。

5 事前調整

米海兵隊のMV-22部隊は、本訓練を行う2日前までを基準とし、自衛隊の関係方面隊等に通報し、訓練航法経路に沿って本訓練を開始する前に、訓練日、時間帯、機数、飛行経路及びその他必要な情報を提供するとともに、必要に応じて米軍又は自衛隊の他の適切な機関と事前調整を行う。

6 規則

a. 原則

米海兵隊のMV-22は、訓練航法経路を飛行する間は、原則として地上から500フィート以上の高度で飛行するとともに、日本の航空法を尊重する。本訓練は、安全を確保し、かつ地域住民の生活環境への影響を最大限に回避した上で、任務所要達成及び練度維持のために必要な最小限度の範囲において、500フィート未満の高度で実施される。

b. 飛行形態

本訓練は、安全上の理由から転換モードで飛行する必要がない限り、固定翼モードで通常行われる。飛行中の不時落下を防止するため、機内の全ての物品を固縛するとともに、後部扉は運用上の理由により飛行中開放する必要がない限り閉じられる。

c. 最低気象条件

米海兵隊のMV-22部隊は、本訓練を実施するために、米海兵隊が課す最低気象条件(雲高3000フィート及び視程5海里)を遵守する。

d. 訓練日時

米海兵隊は、土曜日、日曜日、日本の祝日及び防衛省から在日米軍司令部に通知する地域や学校の重要行事が行われる日時及び場所では本訓練を実施しない。また、午後10時から午前7時の間は本訓練を実施しない。飛行を実施しない日時に例外的に飛行する場合は、防衛省と事前調整した上で、米海兵隊のMV-22部隊指揮官及び在日米軍基地司令官から承認を得なければならない。

e. 訓練航法経路及び高度

1) 米海兵隊のMV-22は、飛行中動力装置が停止した場合を含む緊急の際に、地上又は水上の人に対する傷害又は物件に対する損害をもたらすことなく安全に着陸できる訓練航法経路を使用する。米海兵隊のMV-22は、住宅地、学校、幼稚園／保育園、老人ホーム、病院、石油化学コンビナート地帯、原子力・火力・風力発電関係施設、重要文化財指定建造物、競馬場、行事又は競技が行われている野球場その他の競技場等の上空を飛行しない。

2) 米海兵隊のMV-22は、不時着陸を行わざるを得ない場合にも、地上又は水上の人に対する傷害又は物件に対する損害をもたらすことなく、また、物件が点在する地域においては送電線を含む人工障害物から十分な距離を保つことができる高度を飛行する。

3) 米海兵隊のMV-22は、周辺地域への影響を最小限とするため、本訓練を実施する際には、自衛隊が飛行しない地域は、飛行しない。防衛省は在日米軍に対して、これらの飛行しない地域に関する更新が生じた際は通知する。

f. 他の航空機、人又は物件からの距離

米海兵隊のMV-22は、他の全ての航空機から安全な距離を確保する。米海兵隊のMV-22は、人又は物件から150メートル以上の距離を保つ。

g. 物件の外部搭載

本訓練中は、外部に搭載物がある状態でのMV-22の飛行は実施しない。

7 その他

a. 安全確保

米海兵隊のMV-22乗組員は、安全な飛行を確保するため、搭乗員の飛行前ブリーフィング、飛行する経路の調査、定期的な機体の整備及び点検を始めとした全ての可能な措置をとる。

b. 事案又は事故発生時の対応

1) 本訓練において、事故、飛行中の航空機からの物品の落下又は何らかの不具合(その結果としての予防又は緊急着陸が必要な場合を含む。)等の事案又は事故が発生した場合、米海兵隊のMV-22部隊は、その原因を究明し、再発防止策を講じ、当該原因及び再発防止策を

防衛省に通知する。

2) 原因の究明が完了し、再発防止策が講じられるまでの間、日本国政府が求めた場合は、米海兵隊MV-22は500フィート未満の高度での本訓練を停止する。

c. 広報

米国政府が本訓練の実施に関する広報活動を行う場合は、その詳細について両国政府間で事前調整を行う。

d. 訓練分科委員会における協議及び解決

両国政府は、本覚書に関する解釈又は実施に関して生じるいかなる紛争も、訓練分科委員会における協議を通じて、友好的かつ速やかに解決する。

8 本覚書は、2023年7月10日から有効となる。

9 本覚書の内容は、第3パラグラフにいう別図を除き公表される。

2023年6月7日に合同委員会により承認された。

合同委員会
日本側代表
河邊 賢裕

合同委員会米側代表
合衆国海兵隊准将
ジェームズ・ウェロンス